



平成23年12月27日
日本原子力発電株式会社

東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた地震動及び津波の影響に関する 安全評価のうち東海第二発電所における断層の活動性評価の報告について

当社は、平成23年11月11日付け、原子力安全・保安院からの「平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価の実施について」の指示^(※)に基づき、「平成23年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価実施計画書」(以下「実施計画書」という。)を提出しました。 (11月18日発表済み)

この実施計画書に基づき、当社発電所における東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた地震動及び津波の影響に関する評価を実施しております。このうち、東海第二発電所における断層の活動性及び長さについて再評価し、それを踏まえた基準地震動の評価を行った結果、影響はないことを確認し、本日、その結果を原子力安全・保安院に報告しました。

なお、東海第二発電所における東北地方太平洋沖地震の知見を反映した津波評価については、国の「地震・津波に関する意見聴取会」において審議が継続中であること等から、引き続き検討を行い、評価結果がまとまり次第別途報告します。

今後も、実施計画書に基づく評価・報告を行ってまいります。

※【平成23年11月11日付 原子力安全・保安院からの指示内容（概要）】

原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、今後耐震安全性評価を実施していくにあたり、保安院における中間評価の段階で妥当性について改めて検証する必要性があるとされている課題及び平成23年東北地方太平洋沖地震から現時点までに得られている知見を踏まえる必要があると考え、当社発電所に対して、下記の評価に係る実施計画を策定し、平成23年11月18日までに提出すること、また、その実施状況については、2か月を超えない範囲で定期的に報告することを求めています。

1. 津波堆積物の掘削調査結果を踏まえた敦賀発電所への影響評価
2. 敦賀発電所における活断層の近接箇所の地層変位の評価手法を明らかにし、当該手法に基づき原子炉建屋等に対する影響評価
3. 敦賀発電所における周辺斜面の安定性の再評価及び当該再評価を踏まえた安全上重要な施設等への影響評価
4. 東海第二発電所における断層の活動性及び長さについて再評価し、当該再評価を踏まえた基準地震動の評価

添付資料：東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた地震動及び津波の影響に関する
安全評価のうち東海第二発電所における断層の活動性評価（概要）

以上

問合せ先：日本原子力発電株式会社

広報室 萩野・浦上

TEL：03-6371-7300

東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた地震動及び津波の影響に関する 安全評価のうち東海第二発電所における断層の活動性評価(概要)

添付資料

1. はじめに

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、東北地方を始めとして、日本の広範囲にわたり応力変化が生じたとされていることを踏まえ、東海第二発電所の周辺において、平成23年3月11日以降に発生した地震に伴って生じた地殻変動、地震の発生状況の調査を実施し、耐震設計上考慮しないとしている断層等が考慮すべき断層に該当する可能性について検討を行いました。検討の結果、耐震設計上考慮しないとしている断層等の一部について、念のため地震動への検討を行い、平成23年8月30日に国へ報告^{(*)1}しました。

今回の活動性評価では、平成23年11月11日の原子力安全・保安院の指示^{(*)2}に基づき、平成23年8月30日に国へ報告した断層等について、隣接するその他の断層等との同時活動に関する検討も含めて、断層の活動性や長さを検討しました。

*1: 「平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応について(報告)」(日本原子力発電(株):平成23年8月30日)

*2: 「平成23年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価の実施について(指示)」(原子力安全・保安院:平成23年11月11日)

2. 検討範囲(右図参照)

- (1)後期更新世以前の地層に変位・変形を与えていないことを直接確認できない断層等(①～⑥の断層等)について、念のため敷地への地震動の影響を検討しました。
- (2)後期更新世以前の地層に変位・変形を与えていないことを直接確認している断層等のうち⑦⑧⑨の断層等については、3.11地震以降、断層の近傍でまとまつた地震が発生していることから、念のため敷地への地震動の影響を検討しました。
- (3)3.11地震以降の地震発生状況、リニアメントの分布状況、地質構造から、「①の断層」と「棚倉破碎帯西縁断層(の一部)」(耐震BCにおいて耐震設計上考慮する断層とした)の同時活動を考慮し、念のため敷地への地震動の影響を検討しました。なお、①～③の断層、⑥と「井戸沢断層」については、リニアメントの分布状況及び地震の発生状況から同時活動を考慮する必要ないと判断しました。

3. 検討結果

念のため敷地への影響を確認するとした断層等について地震動評価を行った結果、いずれも基準地震動Ssを上回らないことを確認しました。

以上

